

最上町農業委員会第4回総会議事録

日 時 平成29年09月25日(月) 午前10時00分～
場 所 最上町役場3階第一会議室
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(11名)

1番 庄司千賀夫	2番 齊藤則子	3番 中 鳶 聡
4番 奥山定次郎	5番 渡部浩栄	6番 高橋光廣
7番 五十嵐一春	8番 奥山勝明	9番 渡邊紀栄
10番 小林吉雄	11番 二戸孝一	

2. 欠席委員(1名)

12番 後藤一男

3. 会議に出席した職員

事務局長 大場 晃	事務局次長 金田敏幸
事務筆耕 大澤真由美	事務筆耕 伊藤美賀子

4. 会議に付議した事項

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議案第3号 最上町農用地利用集積計画について

【開 会】

事務局 : おはようございます。本日、会長は欠席です。

最上町農業委員会会議規則第 15 条に基づきまして、会長に事故あるときは職務代理がその職を担うことになっておりますので、本日は二戸職務代理に議長を務めて頂きたいと思っております。

職務代理 : おはようございます。ただ今事務局より説明がありましたけれども後藤会長が欠席のため今回の総会は職務代理の二戸が議長を務めさせていただきます。本総会の終了まで皆様方からの特段のご配慮をいただきまして、進めて行きたいと思っております。

ただ今より、平成 29 年度最上町農業委員会第 4 回総会を開会いたします。本日の欠席に関しては、12 番の後藤会長が欠席しております。よって出席は 11 名です。会議規則 6 条によりまして定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

【会期の決定】

議長 : 日程第 1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。会期は本日限りといたします。これに異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

【議事録署名委員の指名】

議長 : 日程第 2、最上町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。それでは、5 番渡部浩栄委員、6 番高橋光廣委員兩名をお願いいたします。

それでは、日程第 3、議事にはいります。

【議 事】

議 長 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。お願いします。

事 務 局 : 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりにあったので、同条第1項の規定により可否を決定しようとするものである。平成29年9月25日提出、最上町農業委員会会長職務代理二戸孝一

(議案第1号について朗読説明1件)

9月19日に7番委員より調査をしていただいております。この案件は、青年就農給付金の受給者になります。親元就農ということで、5年以内に利用する農地の半分以上を自分の名義にする必要があります。それにそっての申請となります。よろしく願いいたします。

議 長 : ただ今、事務局より議案第1号について説明がなされました。この件につきまして調査員報告がございます。

(7番委員挙手)

7番委員 : 9月19日に事務局次長と現地調査に行ってまいりました。位置図にありますように仕切りが細かくなっておりますが、現在の状況は、3枚くらいに区画整理されているようでした。780-5産業センターの近くのほうは、3棟ほどしいたけのハウスが建っております。上のほうは、田が作付けされております。780-5の中間付近は、今年は何も作付けされておられません。草を刈って管理されておりました。何も問題は無いのではないかと申してまいりました。以上です。

議 長 : ただ今、事務局および7番委員より議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」ご説明(と調査員報告)がありました。この件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(4番委員挙手)

4番委員 : 譲渡人は、(譲受人の) おじいちゃんですか。譲受人の親は〇〇さんですね。息子に譲らないで、直接孫にまたいてやったということですか。

(7番委員挙手)

7番委員 : 事務局の説明であつたとおり補助金(青年就農給付金)を受給するに当たつての(絡みもあつての)ことらしいです。

(4番委員挙手)

4番委員 : はい、わかりました。

議長 : ほかに何かございませんでしょうか。

無いようですので、議案第1号について、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございます。よつて議案第1号は原案のとおり、承認されました。

議案第2号「農地法第5号の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

事務局 : 議案第2号「農地法第5号の規定による許可申請について」農地法第5号の規定による許可申請の提出が下記のとおりにあつたので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。平成29年9月25日提出 最上町農業委員会会長職務代理二戸孝一

(議案第2号について朗読説明1件)

この農地は、農振区域内の農用地となります。原則不許可となる場所になりますが、一時転用であれば許可できるということになります。過去1年間も許可を得て砂利採取等を行つておりますがこの度もう1年間延長しての砂利採取ということでの申請となっております。

(補足説明P 4～P 9)

議 長 : 続きまして、7番委員より調査員報告があります。7番委員よろしく
お願いいたします。

(7番委員挙手)

7番委員 : この件も9月19日に事務局次長と一緒に行ってまいりました。昨年か
らの引き続きの現場であります。まだ掘削半ばでありました。もう少し、
掘削できるような現状でありました。(6ページの)被害防除計画書に
あるとおり何も問題はないと見てまいりました。

議 長 : ただ今、事務局及び7番委員より議案第2号「農地法第5条の規定によ
る許可申請について」説明(と調査員報告)がありました。これについて、
ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(4番委員挙手)

4番委員 : 今砕石が行われているところは、貸人(2名)になっていますが、この
4,905㎡のなかに貸人Kさんの方の土地も含まれているということですか。

(事務局挙手)

事 務 局 : 2,372㎡がKさん、2,533㎡がNさんの土地になります。

(4番委員挙手)

4番委員 : はい、わかりました。

議 長 : 他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。

無いようですので、議案第2号について採決いたします。議案第2号に
ついて、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって議案第2号は、原案のとおりに決定いたしました。

引き続き、議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同法第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。平成29年9月25日提出 最上町農業委員会会長職務代理二戸孝一

(議案第3号について朗読説明2件)

議長： ただ今、事務局より議案第3号「最上町農用地利用集積計画について」説明がありました。この件に関して、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(9番委員挙手)

9番委員： 1番の件ですが、10月に借りて1年分を毎年11月の末に払うのでしょうか。田んぼでしょうか。10月から始めた意味は何なのでしょう。

(事務局挙手)

事務局： 現況は、田となっておりますが、トマト栽培をしております。収穫としては、説明がつくと思います。

(9番委員挙手)

9番委員： 10月から借りて、すぐの11月の支払いなのでしょうか。

(4番委員挙手)

4番委員： おそらくですが初めに借りたときは、10月に借りて、翌年の11月に支払ったのではないのでしょうか。

(9番委員挙手)

9番委員 : (議案には) 毎年と書いてあります。次年度ということですね。

(8番委員挙手)

8番委員 : 借人は自宅のすぐ隣(の土地)にハウスを8棟建てています。たまたま1番貸人と2番貸人の田んぼと畑があったためハウスを建てる時点で、その土地を借りたわけですが、春には作付けしないでくださいといわれた感じで、10月になってはいますが、実際には春から借りているのだと思います。

(9番委員挙手)

9番委員 : はい、わかりました。

議長 : その他、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(2番委員挙手)

2番委員 : そうしますと、1番の現況は、田ではないということになるのでしょうか。

(8番委員挙手)

8番委員 : はい、そうです。田ではありません。

(2番委員挙手)

2番委員 : では、田ではないという訂正は、必要なのではないのでしょうか。

(事務局挙手)

事務局 : 1番の現況は、基礎をうたないハウス、建物です。水田活用で、経営所得安定対策の交付金を受ける対象になっています。田んぼを利用している営農対策なので、アスパラでも理屈は同じです。それがトマトを作っているということです。田んぼで園芸作物を作るという転作の奨励です。畑に

変えてしまうと交付金がもらえなくなります。

議 長 : あくまでも水田活用ということでの現況が田ということですね。2番委員よろしいでしょうか。

(2番委員挙手)

2番委員 : はい、わかりました。

議 長 : その他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

無いようですので、採決をとります。議案第3号について原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

【閉 会】

議 長 : 以上で本日の議案審議、並びに報告事項は、すべて終了いたしました。よって、平成29年度最上町農業委員会第4回総会を閉会いたします。